

徳島県告示第四百号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 株式会社アバンス

住 所 美馬郡つるぎ町貞光字小山北一一二―一

代表者 代表取締役社長 佐々木 良逸

2 工場又は事業場

名 称 株式会社アバンス 小山北工場

所在地 美馬郡つるぎ町貞光字小山北一一二―一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号二に規定する混合施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年九月一日から

令和五年九月二十二日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及びつるぎ町住宅環境課